

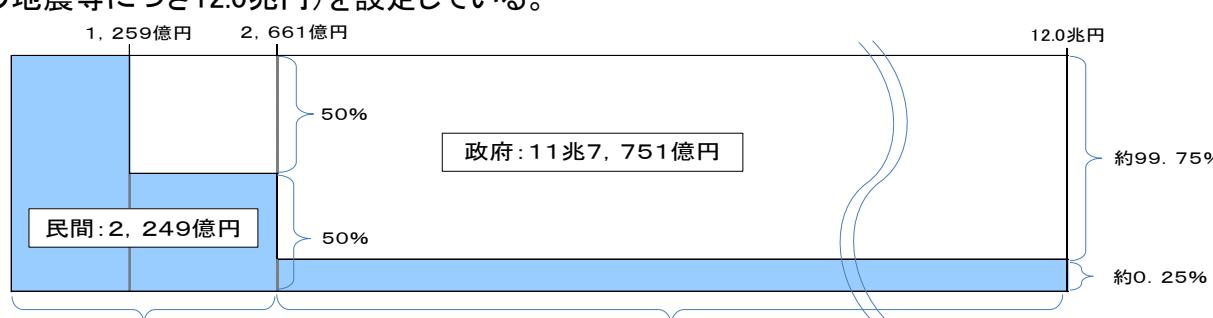
# 地震保険制度の概要

- 地震保険は、「保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」との制度趣旨の下、大規模な地震の発生を踏まえて見直しを行い、現行の制度となっている。

## <制度の概要>

対象危険	地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害 (注)72時間以内に生じた2以上の地震等は、一括して1回の地震等とみなす	(法第2条) (法第3条)										
対象物件・契約方法	住宅及び家財(火災保険契約に原則自動付帯)	(法第2条)										
付保割合・限度額	火災保険金額の30%~50%の範囲(保険金額限度額:建物5,000万円、家財1,000万円)	(法第2条)										
損害区分	<table border="1"><thead><tr><th>損害区分</th><th>一部損</th><th>小半損</th><th>大半損</th><th>全損</th></tr></thead><tbody><tr><td>保険金額に対する支払割合</td><td>5%</td><td>30%</td><td>60%</td><td>100%</td></tr></tbody></table>	損害区分	一部損	小半損	大半損	全損	保険金額に対する支払割合	5%	30%	60%	100%	(法第2条)
損害区分	一部損	小半損	大半損	全損								
保険金額に対する支払割合	5%	30%	60%	100%								
総支払限度額	1回の地震等による支払保険金が総支払限度額を超える場合には、支払保険金の削減を行うことができる	(法第4条)										
保険料率	収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない(ノーロス・ノープロフィットの原則)	(法第5条)										

## <政府による再保険>

政府再保険の意義	独立採算制のもと、政府の信用により、一時的な資金(準備金)不足に対しても、民間の採算ベースよりも超長期での収支相償を図ること、かつ、極力経費を圧縮することにより、できる限り低い保険料で、巨大地震にも対応しうる保険を提供。
官民保険責任額の構造 (再保険スキーム図) 令和3年4月1日以降	関東大震災クラスの地震と同等規模の巨大地震が発生した場合においても保険金の全額払いが可能となるよう、総支払限度額(一回の地震等につき12.0兆円)を設定している。 
準備金残高 (令和4年3月末見込)	地震再保険特別会計 1兆9,645億円 民間保険会社 2,467億円 } 政府・民間準備金残高合計 2兆2,112億円

# 地震再保険特別会計の仕組み(令和3年度予算)

- 一定規模以上の保険金支払が生じた場合、政府がその一部を支払うよう、再保険を引受け。
- 具体的には、損害保険会社が引受けた地震保険の全部につき、日本地震再保険(株)が再保険を引受け、さらにその一部につき政府が再保険の引受けを行っている。

